

令和2年12月11日

林弘法律事務所  
弁護士 山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係  
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めるので、令和2年12月18日（金）  
までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和2年11月30日（月）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和2年12月2日（水）

3 請求する行政文書の名称等

新任検事に対して実施されている英語の試験に関する案内文書（直近の事例に  
関するもの）

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3のとおり記載されたことについて、あなたの請求の趣旨に該当する行政文書は既に廃棄  
済みであり、法務省本省では保有しておりません。

なお、このまま請求を維持された場合、行政文書不存在による不開示決定がな  
されるものと思われます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料等について

上記3の請求を維持される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります。現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分  
を受領していますので、過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、本件開示請求書及び300円分  
の収入印紙を返戻いたします。